

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

第2表 平成 25年

大阪地裁管内  
大阪第一検察審査会

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員														既 済 人 員														未 済 人 員															
	新 受														起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	不起訴相当					審査打切り			申立却下						移 送 計	合 計	審査期間 (受理の日から)					審査期間 (受理の日から)			合 計			
	申 立 て							職 権									起 訴 予 分	嫌 疑 不 十 分	嫌 疑 な ら ず	罪 と な ら ぬ 他 計	申 立 て の 取 下 げ 他 計	申 立 却 下 の 申 立 て 他 計	再 度 の 申 立 て 他 計	一 年 を 超 え る も の	一 年 を 超 え る も の	一 年 を 超 え る も の																		
	資 格			申 立 権 な き 者 計	マ ス コ ミ の 報 道 計	投 書 計	申 立 権 な き 者 の 申 立 て 計	端 緒			小 計	移 送 計	合 計	起 訴 相 当													不 起 訴 相 当	起 訴 予 分	嫌 疑 不 十 分	嫌 疑 な ら ず			罪 と な ら ぬ 他 計	申 立 て の 取 下 げ 他 計	申 立 却 下 の 申 立 て 他 計	再 度 の 申 立 て 他 計	一 年 を 超 え る も の	一 年 を 超 え る も の	一 年 を 超 え る も の					
	告 人	告 人	請 求 者					被 害 者 計	マ ス コ ミ の 報 道 計	投 書 計																														申 立 権 な き 者 の 申 立 て 計		そ の 他		
																																										一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内
4	14	2	0	8	1	0	25	0	0	0					0	0	0	0	0	7	10	1	1	0	19	0					2	2								0	0	2	0	2
備	未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳																																											
考	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原因 事項</th> <th>被疑者不明</th> <th>被疑者疾病</th> <th>事案複雑</th> <th>その他 (具体的に)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査期間 及び人員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>																																原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)	審査期間 及び人員						
原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)																																								
審査期間 及び人員																																												

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」、「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に括弧を付し、内数として計上する。

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

第2表 平成 25年

大阪地裁管内  
大阪第二検察審査会

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員														既 済 人 員														未 済 人 員																				
	新 受														起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不起訴相当						審査打ち切り			申立却下					移 送 計	合 計	審査期間 (受理の日から)					審査期間 (受理の日から)			合 計								
	申 立 て				職 権												申 立 て の 取 下 げ 他 計	そ の 他 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在 計	申 立 極 な し て 他 計	再 度 の 申 立 て 他 計	そ の 他 計	小 計	審査期間 (受理の日から)					審査期間 (受理の日から)																				
	資 格 訴 人	請 求 人	被 害 者	遺 族	申 立 極 な き 者 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 極 な き 者 の 申 立 て	端 緒			小 計	申 立 て の 取 下 げ 他 計	申 立 極 な し て 他 計										再 度 の 申 立 て 他 計	そ の 他 計	小 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内			一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の													
									マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 極 な き 者 の 申 立 て																										そ の 他	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内		一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の						
人	人	人	者	族	者	計	道	書	て																																								
	3	12	0	0	4	1	6	23	0	0	0	0	0	0	0	0	23	26	0	0	2	3	9	0	0	0	12	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	2	0	16	1	4	11	0	0	10	0	0	10

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」、「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に括弧を付し、内数として計上する。

(最前一)

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

大阪地裁管内

第2表 平成 25年

大阪第三検察審査会

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員																	既 済 人 員													未 済 人 員														
	新 受																	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	不 起 訴 相 当					審 査 打 切 り			申 立 却 下					移 送	合 計	審 査 期 間 (受 理 の 日 か ら)					審 査 期 間 (受 理 の 日 か ら)			合 計		
	申 立 て							職 権												移 送	合 計	審 査 期 間 (受 理 の 日 か ら)					審 査 期 間 (受 理 の 日 か ら)																		
	資 格			申 立 権 な き 者	小 計	端 緒							小 計	送 付	合 計	起 訴 予 分	確 疑 不 分					疑 難 な ら ず	罪 と な ら ず	そ の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他			小 計	移 送	合 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の		六 月 以 内	一 年 以 内
	告 人	告 人	請 求 者			被 害 者	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	そ の 他								一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内												一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内									一 年 以 内		
	5	28	0	0	7	0	1	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	0	0	18	1	0	1	1	0	0	9	10	0	30	0	25	4	1	0	11	0	0	11

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(最別一)

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」, 「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に括弧を付し、内数として計上する。

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

第2表 平成 25年

大阪地裁管内

大阪第四検察審査会

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員														既 済 人 員																未 済 人 員															
	新 受														起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	不 起 訴 相 当					審 査 打 切 り			申 立 却 下				移 送	合 計	審 査 期 間 (受理の日から)					審 査 期 間 (受理の日から)			合 計							
	申 立 て							職 権				移	合	起 訴 予 分			嫌 疑 不 十 分	嫌 疑 な し	罪 と な ら ず 他	そ の 他	申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計			移	合	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 を 超 え る も の		一 年 を 超 え る も の						
	告 人	告 人	請 求 者	被 害 者	遺 族	申 立 権 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	そ の 他																														小 計	送	計	計	計	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人													
		4	10	3	0	7	2	0	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	26	0	3	4	11	0	0	0	15	0	1	1	0	0	0	0	0	0	19	3	1	15	0	0	7	0	0
備 考	未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳																																													
	原因		被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)																																								
	事項																																													
	審査期間 及び人員																																													

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」、「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に括弧を付し、内数として計上する。

(最期一)

堺検審簿 4号

受理・既済事件内容別年報

第2表 平成 25年

地裁管内  
堺 検察審査会

題 理 区 分 人 員	受 理 人 員														既 済 人 員											未 済 人 員															
	新 受														起 訴 相 当	不 起 訴 当 当	不起訴相当					審査打ち切り			申立却下			移 送	合 計	審査期間 (受理の日から)					審査期間 (受理の日から)			合 計			
	申 立 て					職 権				小 計	移 送	合 計	小 計	申 立 て の 取 下 げ			そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計	移 送	合 計	一 月 以 内	三 月 以 内			六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の						
	告 人	告 発 人	請 求 者	被 害 者	遺 族	申 立 権 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書																											申 立 権 な き 者 の 申 立 て	其 他				
																																					小 計		移 送	合 計	小 計
10	4		10	1	15					0	15	25		2	18			18		0	2			2	22		8	12	2		3		3								
備 考	未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳																																								
	原因 事項		被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)																																			
審査期間 及び人員																																									

(最刑一)

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」、「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に括弧を付し、内数として計上する。



受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

大阪 地裁管内  
岸和田 検察審査会

第2表 平成 26 年

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員													既 済 人 員													未 済 人 員																																																																											
	新 受													起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不起訴相当					審査打ち切り			申立却下					移 合	審査期間 (受理の日から)					審査期間 (受理の日から)																																																																			
	申 立 て						職 権									小 計	送 計	合 計	起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	起 訴 予 分	嫌 疑 不 十 分	嫌 疑 な ら ず	罪 と な ら ず	そ の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	そ の 他		小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計	送 計	合 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の																																																									
	資 格 訴 人	告 発 人	請 求 人	被 害 者	遺 族	申 立 権 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	緒																																			小 計	送 計	合 計	起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	起 訴 予 分	嫌 疑 不 十 分	嫌 疑 な ら ず	罪 と な ら ず	そ の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計	送 計	合 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の																												
											その他																																																																小 計	送 計	合 計	起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	起 訴 予 分	嫌 疑 不 十 分	嫌 疑 な ら ず	罪 と な ら ず	そ の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計	送 計	合 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内
計											送	計	計																																																																																									
11	1	1	3		6						0	5	16			1	2		8		11	1		1	1						1			13			1			3			3			3																																																								

岸和田検察第 2 号

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」, 「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に括弧を付し、内数として計上する。



(別紙様式第2)

京都第一検察第8号	平成26年1月8日
最高裁判所事務総局刑事局長 殿	京都第一検察審査会事務局長

### 受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

第2表平成 25 年

京都地裁管内  
検察審査会 (集計表)

処 理 区 分	受 理 人 員										既 済 人 員										未 済 人 員																																						
	新 受										起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不起訴相当					審査打ち切り			申立却下				移 送 計	審査期間 (受理の日から)					審査期間 (受理の日から)		合 計																										
	申 立 て				職 権		小 計	移 送 計	合 計	起 起 訴 予 分			嫌 疑 不 十 分	嫌 疑 な し	罪 と な ら ず	そ の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他		小 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内		一 年 を 超 え る も の																									
	資 格		申 立 権 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書																													申 立 権 な き 者 の 申 立 て	その他		合 計	起 起 訴 予 分	嫌 疑 不 十 分	嫌 疑 な し	罪 と な ら ず	そ の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 を 超 え る も の
	告 人	告 人																																		請 求 者	被 害 者																						
人	人	人	者	族	者	計	計	計	計	計			計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計		計	計	計	計	計	計	計		計	計	計																							
人員	6	29	16		11			56							56	62							7	11	15			33	1	1	2								35	4	16	14	1		27				27										

備  
考

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」、「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に括弧を付し、内数として計上する。(最終一)

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

第2表平成 25 年

京都地裁管内  
京都第一検察審査会

処 理 区 分	受 理 人 員														既 済 人 員														未 済 人 員										
	新 受														起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不起訴相当					審査打ち切り			申立却下				移 送 計	審査期間 (受理の日から)					審査期間 (受理の日から)			合 計	
	申 立 て					職 権				小 計	移 送 計	合 計	小 計	申 立 て の 取 下 げ			そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る もの		六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る もの							
	告 人	告 発 人	請 求 者	被 害 者	遺 族	申 立 権 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書																								申 立 権 な き 者 の 申 立 て	その他					
																																		再 度 の 不 起 訴 処 分	そ の 他				
旧 受																																							
人員	2	14	16	5		35									35	37			3	7	8		18	1	1	2						20	3	11	5	1		17	17
備 考	未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳																																						
	原因 事項		被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)																																	
審査期間 及び人員																																							

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」、「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に括弧を付し、内数として計上する。



(別紙様式第2)

京都第二検察第4号	平成26年1月8日
最高裁判所事務総局刑事局長 殿	京都第二検察審査会事務局長

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

第2表平成 25 年

京都地裁管内  
京都第二検察審査会

処 理 区 分	受 理 人 員												既 済 人 員												未 済 人 員																				
	新 受												起 訴 相 当	不 起 訴 当 当	不起訴相当					審査打ち切り			申立却下				移 送	合 計	審査期間 (受理の日から)					審査期間 (受理の日から)			合 計								
	申 立 て						職 権								小 計	送 計	合 計	起 訴 相 当	不 起 訴 当 当	起	嫌 疑 不 分	嫌 疑 な し	罪 と な ら ず	そ の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ			そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計	移 送		合 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内
	資 格 人	請 求 者	被 害 者	遺 族	申 立 権 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	そ の 他		小 計	送 計	合 計						起 訴 相 当	不 起 訴 当 当	起 訴 相 当	嫌 疑 不 分	嫌 疑 な し	罪 と な ら ず	そ の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計	移 送	合 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の
	人員	3	15			5						20			20	23		3	3	7			13										13			1	4	8			10				10
	備 考	未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳																																											
原因 事項		被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)																																								
審査期間 及び人員																																													

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」, 「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に括弧を付し、内数として計上する。

(最刑一)



(別紙様式第2)

舞鶴検察第3号	平成26年1月6日
最高裁判所事務総局刑事局長 殿	舞鶴検察審査会事務局長

## 受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

第2表平成 25 年

京都地裁管内  
舞鶴検察審査会

処 理 区 分	受 理 人 員															既 済 人 員															未 済 人 員										
	新 受															起 訴 相 当 計	不 起 訴 不 当 計	不起訴相当					審査打切り			申立却下					移 送 計	合 計	審査期間 (受理の日から)					審査期間 (受理の日から)			合 計
	申 立 上 げ					職 権					小	移	合	申立却下					一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る もの	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る もの															
	資 格					端 緒								申立却下																											
	被 害 者 等					マ ス コ ミ の 報 道 等								申 立 権 な き 者 の 申 立 上 げ 等													不 起 訴 処 分の 不 存 在						申 立 権 な し								
	告 人	告 人	請 求 者	被 害 者 等	申 立 権 な き 者	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 権 な き 者 の 申 立 上 げ	その他					小	移			合									不 起 訴 処 分の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 上 げ	小			一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る もの	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る もの	
人	人	人	者	族	計	書	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計													
受	1																																								
人 員	1																																								
備 考	未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳																																								
	原因 事項		被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)																																			
審査期間及び人員																																									

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」，「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に括弧を付し，内数として計上する。



神戸第一検審 第 6 号	平成26年 1 月 14 日
最高裁判所事務総局 刑事局長 殿	神戸第一検察審査会事務局長

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

神戸 地裁管内

第2表 平成 25 年

検察審査会集計表

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員														既 済 人 員											未 済 人 員																							
	新 受														起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不 起 訴 相 当					審 査 打 切 り			申 立 却 下			移 合	審 査 期 間 (受理の日から)					審 査 期 間 (受理の日から)															
	申 立 て				職 権				小 計	送 付	合 計	小 計	送 付	合 計			起 訴 不 当	不 起 訴 不 当	起 訴 不 当	不 起 訴 不 当	不 起 訴 不 当	不 起 訴 不 当	不 起 訴 不 当	不 起 訴 不 当	不 起 訴 不 当	不 起 訴 不 当	不 起 訴 不 当		不 起 訴 不 当	不 起 訴 不 当	不 起 訴 不 当	不 起 訴 不 当	不 起 訴 不 当																
	資 格 被 遺 族	申 立 権 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道 書	投 訴	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	其 他																											起 訴 不 当	不 起 訴 不 当	起 訴 不 当	不 起 訴 不 当	起 訴 不 当	不 起 訴 不 当	起 訴 不 当	不 起 訴 不 当	起 訴 不 当	不 起 訴 不 当	起 訴 不 当	不 起 訴 不 当	起 訴 不 当	不 起 訴 不 当	起 訴 不 当	不 起 訴 不 当
	告 人	告 人	請 求 者	被 遺 族	申 立 権 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道 書	投 訴	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	其 他	小 計	送 付	合 計	起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	起 訴 不 当	不 起 訴 不 当	起 訴 不 当	不 起 訴 不 当	起 訴 不 当	不 起 訴 不 当	起 訴 不 当	不 起 訴 不 当	起 訴 不 当	不 起 訴 不 当	起 訴 不 当	不 起 訴 不 当	起 訴 不 当	不 起 訴 不 当	起 訴 不 当	不 起 訴 不 当	起 訴 不 当	不 起 訴 不 当																
	9	39	2	0	32	6	4	83	0	0	1	12	0	0	13	0	96	105	(13)	0	1	13	26	12	22	0	73	0	4	4	3	1	0	0	4	0	82	(11)	(11)	15	44	22	1	0	(2)	21	2	0	23

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(最終一)

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」, 「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に括弧を付し、内数として計上する。

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

神戸地裁管内

第 2 表 平成 25 年

神戸第一検察審査会

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員													既 済 人 員													未 済 人 員											
	新 受													起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不 起 訴 相 当					審 査 打 切 り			申 立 却 下					移 送 計	合 計	審 査 期 間 (受 理 の 日 か ら)			審 査 期 間 (受 理 の 日 か ら)			合 計	
	申 立 て			職 権			移	合	起	嫌	嫌	罪	そ			小	申	そ	小	不	申	再	そ	小	一	三	六	一			一	六	一	一				
	資	格	申	小	端	緒								小	起														嫌	嫌					罪	そ	小	申
	旧	告	告	請	被	遺	立	マ	投	申	そ	計	送	計	計	起	嫌	嫌	罪	そ	小	申	そ	小	不	申	再	そ	小	一	三	六	一	一	六	一	一	
受	訴	発	求	容	者	族	ス	書	立	他					予	分	し	ず	他	計	げ	他	計	在	し	て	他	計	送	計	内	内	内	内	内	内	内	
員	5	13	1	11	3	1	29					0	29	34	4	15	6	2		27		1	1	1				1	29	2	19	7	1		5			5

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
事項				
審査期間 及び人員				

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」, 「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に括弧を付し、内数として計上する。



神戸第二検審 第 3 号	平成26年 1 月 9 日
最高裁判所事務総局 刑事局長 殿	神戸第二検察審査会事務局長

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

第2表 平成 25 年

神戸地裁管内

神戸第二検察審査会

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員													既 済 人 員													未 済 人 員																	
	新 受													起 不 起 訴 相 当	不 起 訴 相 当						審 査 打 切 り			申 立 却 下				審 査 期 間 (受理の日から)					審 査 期 間 (受理の日から)											
	申 立 て					職 権									移 送 計	合 計	起 訴 計	不 起 訴 計	不 起 訴 相 当 計	申 立 て の 取 下 げ 他 計	申 立 却 下 の 不 存 在 計	申 立 却 下 の 他 計	移 送 計	合 計	一 年 以 上 一 年 未 満					一 年 未 満														
	告 人	告 人	請 求 者	被 害 者	申 立 権 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	結 算		計	送												計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計		
										端	緒																																小	その他
審 査 中 の 関 連 事 件 の 探 知																																												
一	三	六	一	一	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一														
1	22	1	12	3	38			1	12		13	51	52(13)		1(1)	5	5(1)	6	18(9)		34(0)	2	2	1	1			2	39(1)	12(1)	16	11			11(2)	2		13(2)						

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」, 「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に括弧を付し、内数として計上する。

(最刑一)





伊丹検審 第 4 号	平成26年 1 月 8 日
最高裁判所事務総局 刑事局長 殿	伊丹検察審査会事務局長

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

神戸地裁管内

第2表 平成 25 年

伊丹検察審査会

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員											既 済 人 員											未 済 人 員															
	新 受											起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不起訴相当					審査打ち切り			申立却下			移 送 計	合 計	審査期間 (受理の日から)					審査期間 (受理の日から)			合 計			
	申 立 て					職 権								申 立 て の 取 下 げ 他 計	申 立 権 な し て 他 計	申 立 権 な し て 他 計	申 立 権 な し て 他 計	一 年 を 超 え る も の 内	一 年 を 超 え る も の 内	一 年 を 超 え る も の 内	一 年 を 超 え る も の 内	一 年 を 超 え る も の 内																
	資 格 訴 人	請 求 人	被 告 者	遺 族	申 立 権 な き 者	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	結 果														小 計	送 計			合 計	計	計	計	計	計	計	計		計	計	計
									起	不	起																											
告	告	請	被	遺	立	マ	投	申	結	小	送	合	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計															
2			2	1	3						0	0	3	5	0	0	2	1	1	4		0	1			1	0	5	1	4					0			

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」, 「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に括弧を付し、内数として計上する。

(最刑一)





姫路検審 第 3 号 平成 26 年 1 月 6 日  
 最高裁判所事務総局 姫路検察審査会事務局長  
 刑事局長 殿

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

神戸 地裁管内  
 姫路 検察審査会

第 2 表 平成 25 年

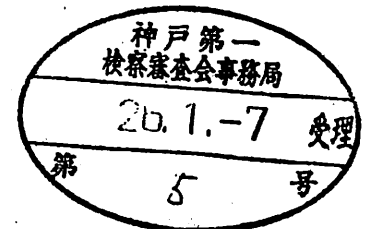
処 理 区 分	受 理 人 員													既 済 人 員													未 済 人 員																
	新 受													起 訴 相 当	不 起 訴 当 当	不 起 訴 相 当					審 査 打 切 り			申 立 却 下					移 合	審 査 期 間 (受 理 の 日 か ら)					審 査 期 間 (受 理 の 日 か ら)								
	申 立 て					職 権										申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	申 立 却 下 の 他	不 起 訴 却 下 の 不 存 在	申 立 却 下 の 他	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計	送 付	合 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内		一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 を 超 え る も の											
	告 人	告 人	請 求 者	被 害 者	遺 族	申 立 権 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	精 神 的 な 事 件																						小 計	送 付	合 計	計	計	計	計	計	計	計	計
											その他	その他	その他																														
人員	1	4		7	2	13						0	13	14			2	5	1	8	1	1			0	9		5	4		5		5										
人員	1	4		7	2	13						0	13	14			2	5	1	8	1	1			0	9		5	4		5		5										

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」、「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に括弧を付し、内数として計上する。

(最刑一)





(別紙様式第2)



豊岡検審 第 2 号	平成 26 年 1 月 6 日
最高裁判所事務総局 刑事局長 殿	豊岡検察審査会事務局長

受 理 既 済 事 件 内 容 別 年 報

神戸 地域管内  
豊岡 検察審査会

第2表 平成 25 年

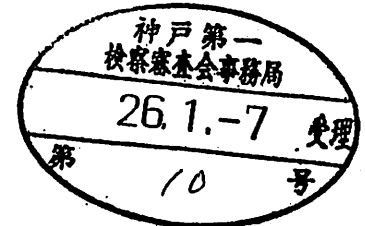
地区区分	受 理 人 員											既 済 人 員												未 済 人 員								
	新 受											起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	移 送 合 計	不起訴相当						審査打ち切り			申立却下			審査期間 (受理の日から)				審査期間 (受理の日から)	
	申 立 て					職 権			移 送	合 計	起				不 起 訴 相 当	小	中 立 却 下	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小	三	六	年 を 超 え る も の	六	年 を 超 え る も の							
	資 格 者	請 告 者	被害 者	遺 族	申 立 権 な き 者	マ ス コ ミ の 報 道 者	授 権 者	中 立 権 な き 者 の 申 立 て																		そ の 他	小	起	疑	疑	罪 と な ら ず	そ の 他
	訴 人	告 告 人	求 人	害 者	族 者	者	道 者	者	中 立 権 な き 者	の 報 道 者	授 権 者				申 立 権 な き 者 の 申 立 て	そ の 他	小	起	疑	疑	罪 と な ら ず	そ の 他	小	申 立 ち	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小	三	六	年 を 超 え る も の	六	年 を 超 え る も の
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計				計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
0													0	0	0															0		

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」、「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に括弧を付し、内数として計上する。

(最期)



奈良検審 第 10 号	平成26年1月14日
最高裁判所事務総局刑事局長殿	奈良検察審査会

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

第2表 平成 25 年

奈良地裁管内集計表

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員										既 済 人 員													未 済 人 員																											
	新 受										総 計	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	不起訴相当					審査打切り			申立却下					移 送 計	合 計	審査期間 (受理の日から)					審査期間 (受理の日から)																	
	申 立 て					職 権								小 計	申 立 て の 取 下 げ	申 立 て の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	小 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内			一 年 を 超 え る も の																						
	資 格	申 小	結 小			マ ス コ ミ の 報 道	投 査	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	小 計	送 計																				合 計	起 訴 相 当	起 訴 相 当	起 訴 不 当	嫌 疑 不 分 し	嫌 疑 な ら ず	罪 と な ら ず	そ の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	申 立 て の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	小 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 を 超 え る も の
	告 人	告 人	請 求 者	被 害 者	遺 族																																														
17	12	9	12		33						33	50		9	19	6			34	5	5	2		1	3	42	3	6	27	4	2	4	2	2	8																

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				検察官が捜査 中を理由として 配付送付の旨の

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」, 「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に括弧を付し、内数として計上する。

★

奈良検審第 9 号	平成26年1月14日
最高裁判所事務総局刑事局長殿	奈良検察審査会

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

奈良 地裁管内

奈良 検察審査会

第2表 平成 24年

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員														既 済 人 員										未 済 人 員																																										
	新 受														合 計	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	不起訴相当					審査打ち切り			申立却下				移 送 計	合 計	審査期間 (受理の日から)					審査期間 (受理の日から)																														
	申 立 て				職 権				小 計	移 送	合 計	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	予 分				疑 不 分	疑 不 分	罪 と な ら ず 他 計	小 計	申 立 て の 取 下 げ 他 計	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て 他 計	小 計	移 送 計	合 計			一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の																												
	資 格 被 害 者 計	申 立 権 な き 者 計	小 計	マ ス コ ミ の 報 道 投 書	職 権 申 立 権 な き 者 の 申 立 て	小 計	移 送	合 計																																結		小 計	移 送	合 計	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	予 分	疑 不 分	疑 不 分	罪 と な ら ず 他 計	小 計	申 立 て の 取 下 げ 他 計	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て 他 計	小 計	移 送 計	合 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の
																																								管 轄 外 の 移 送	其 他																										
告 発 人	告 発 人	請 求 人	被 害 者	遺 族	申 立 権 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道 投 書	職 権 申 立 権 な き 者 の 申 立 て																																小 計	移 送	合 計	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	予 分	疑 不 分	疑 不 分	罪 と な ら ず 他 計	小 計	申 立 て の 取 下 げ 他 計	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て 他 計	小 計	移 送 計	合 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の		
員	15	9	9	4		22					22	37			6	18	5		29	1	1					30	1	1	24	2	2	3	2	2	7																																
備 考	未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳																																																																		
	原因		被疑者不明		被疑者疾病		事案複雑		その他 (具体的に)																																																										
	事項		被疑者不明		被疑者疾病		事案複雑		その他 (具体的に)		検察官の調査 中を理由として 記録送付のない																																																								
	審査期間 及び人員																																																																		

(最刑一)

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」、「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所括弧を付し、内数として計上する。



葛城検審 第 4 号	平成26年 / 月 / 日
奈良検審事務局長 殿	葛城検察審査会

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

第2表 平成 25 年

奈良地裁管内

葛城検察審査会

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員													既 済 人 員													未 済 人 員																																					
	新 受											總 計	起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不起訴相当					審査打ち切り			申立却下					移 送 計	合 計	審査期間 (受理の日から)					審査期間 (受理の日から)																													
	申 立 て					職 権									小 計	送 計	合 計	起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	予 分	十 分	し ず	の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	の 他	小 計			不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	の 他	小 計	送 計	合 計	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 を 超 え る も の	一 年 を 超 え る も の																								
	資 格 告 白	請 求 者	遺 族	申 立 権 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	結 語																																小 計	送 計	合 計	起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	予 分	十 分	し ず	の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	の 他	小 計	送 計	合 計	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 を 超 え る も の	一 年 を 超 え る も の
									端	緒	小																																																					
2	3		8		11								11	13			3	1	1		5	4	4	2	1	3	12	2	6	3	2		1			1																												

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」, 「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に括弧を付し、内数として計上する。

(最刑一)



受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

大津 地裁管内

第2表 平成 25 年

検察審査会

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員															既 済 人 員															未 済 人 員									
	新 受															起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不 起 訴 相 当					審 査 打 切 り			申 立 却 下				移 送 計	合 計	審 査 期 間 (受理の日から)				審 査 期 間 (受理の日から)		合 計		
	申 立 て					職 権					移 送 計	合 計	起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	起 訴 猶 予			嫌 疑 不 分	嫌 疑 な し	罪 と な ら ず	そ の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他			小 計	移 送 計	合 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内		一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内
	告 人	告 人	請 求 人	被 害 者	遺 族	申 立 権 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 権 な き 者 の 申 立 て						結 小 計														送 計	合 計							起 訴 相 当		
	4	10	11	5		26							26	30	3	7	5	2		14		1	1				18												3	15
	4	10	11	5		26							26	30	3	7	5	2		14		1	1				18									3	15		12	

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」、「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に括弧を付し、内数として計上する。

受理・既済事件内容別年報

大津 地裁管内  
大津検察審査会

第2表 平成 25年

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員										既 済 人 員											未 済 人 員			員 合 計																							
	新 受							總 計	起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不 起 訴 相 当					審 査 打 切 り			申 立 却 下				移 送 計	合 計		審 査 期 間 (受理の日から)				未 済 期 間 (受理の日から)																		
	申 立 て				職 権						マ ス コ ミ の 報 道	投 訴 申 立 権 な き 者 の 申 立	小 計					申 立 て の 取 下 げ 他	申 立 の 計	不 起 訴 却 下 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て				そ の 他	小 計	移 送	合 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 を 超 え る も の													
	資 格 被 道	告 告 請 求 者 族	申 立 権 な 者	小 計	端 緒	小 計	申 立 権 な 者 の 申 立							そ の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ 他	申 立 の 計																			不 起 訴 却 下 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計	移 送	合 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 を 超 え る も の
	旧 受	告 訴 人	告 発 人	請 求 人	被 道 者	申 立 権 な 者	小 計							マ ス コ ミ の 報 道	投 訴 申 立 権 な き 者 の 申 立	小 計	申 立 て の 取 下 げ 他																			申 立 の 計	不 起 訴 却 下 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計	移 送	合 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内
4	10	9	5	24	24	28														16	3	13		12																								
備 考	未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>原因</th> <th>被疑者不明</th> <th>被疑者疾病</th> <th>事案複雑</th> <th>その他 (具体的に)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査期間及び人員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>																												原因	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)	審査期間及び人員															
原因	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)																																												
審査期間及び人員																																																

(最刑一)

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」、「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に括弧を付し、内数として計上する。



受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

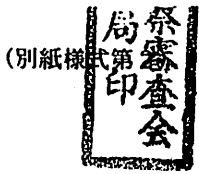
第2表 平成 25 年

大津 地裁管内  
長浜検察審査会

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員													既 済 人 員													未 済 人 員														
	新 受													総 計	起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不 起 訴 相 当					審 査 打 切 り			申 立 却 下				移 送 計	合 計	審 査 期 間 (受理の日から)				審 査 期 間 (受理の日から)		合 計				
	申 立 て					職 権			移 送 計	合 計	起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	起 訴 予 分				嫌 疑 不 十 分	嫌 疑 な し	罪 と な ら ず	そ の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 極 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他			小 計	移 送 計	合 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内		一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 を 超 え る も の	
	資 格 被 害 者 族	申 立 権 な き 者 計	小 計	端 緒	小 計	マ ス コ ミ の 報 道 番	投 申 立 権 な き 者 の 申 立 て	そ の 他						起 訴 予 分	嫌 疑 不 十 分	嫌 疑 な し													罪 と な ら ず	そ の 他							小 計				申 立 て の 取 下 げ
	人	人	人	人	人	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計							
備 考	未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳																																								
	原因 事項		被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)																																			
審査期間 及び人員																																									

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」, 「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に括弧を付し、内数として計上する。





平成 26 年 1 月 10 日 和検審第 3  
最高裁判所事務総局 和歌山検察審査会  
刑事局 一 課 御中

受理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

和歌山 地域管内  
集計表

第 2 表 平成 25 年

地 区 別 受 理 人 員	受 理 人 員																				既 済 人 員												未 済 人 員																
	新 受																				起 訴 当 当	不 起 訴 予 分	不起訴相当					審査打切り			申立却下				移 送 計	合 計	審査期間 (受理の日から)					審査期間 (受理の日から)							
	申 立 て					職 権							小 計	送 計	合 計	起 訴 当 当	不 起 訴 予 分	起	嫌 疑 不 分	嫌 疑 な し			罪 と な ら ず	そ の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 極 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計	一 年 を 超 え る も の			六 月 を 超 え る も の	一 年 を 超 え る も の											
	資 格 被 害 者	遺 族	申 立 極 な き 者	小 計	端 緒	小 計	送 計	合 計	起	嫌	嫌	罪																											そ	小	申	そ	小	不	申	再	そ	小	一
	告 人	告 人	請 求 者	被 害 者	遺 族	申 立 極 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 極 な き 者 の 申 立 て	そ の 他		小 計	送 計	合 計	起 訴 当 当	不 起 訴 予 分	起 訴 当 当	起 訴 不 当 当	不 起 訴 予 分	起 訴 当 当	不 起 訴 予 分	起 訴 当 当	不 起 訴 予 分	起 訴 当 当	不 起 訴 予 分	起 訴 当 当	不 起 訴 予 分	起 訴 当 当	不 起 訴 予 分	起 訴 当 当	不 起 訴 予 分	起 訴 当 当	不 起 訴 予 分	起 訴 当 当	不 起 訴 予 分	起 訴 当 当	不 起 訴 予 分	起 訴 当 当	不 起 訴 予 分	起 訴 当 当	不 起 訴 予 分							
(数字は左記の通り)																																																	
4	1	22	0	13	2	0	38	0	0	0	0	0	0	0	0	38	42	0	0	5	7	1	1	2	16	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	6	12	0	0	21	3	0	24		
<p>未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>原因 事項</th> <th>被疑者不明</th> <th>被疑者疾病</th> <th>事案複雑</th> <th>その他 (具体的に)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査期間及び人員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>																																								原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)	審査期間及び人員				
原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)																																													
審査期間及び人員																																																	

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」、「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所括弧を付し、内数として計上する。

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

第2表 平成 25 年

和歌山 地裁管内

和歌山 検察審査会

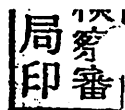
処 理 区 分 人 員	受 理 人 員																既 済 人 員														未 済 人 員														
	新 受																起 訴 相 当	不 起 訴 当 当	不 起 訴 相 当						審 査 打 切 り			申 立 却 下				移 送	合 計	審 査 期 間 (受理の日から)					審 査 期 間 (受理の日から)			合 計			
	申 立 て						職 権						小 計	移 送	合 計	小 計			申 立 て の 取 下 げ	他 計	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	他 計	小 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の			六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の									
	告 人	告 人	請 求 人	被 害 者	遺 族	申 立 権 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	結 核 其 他						小 計	送														計	起 疑 不 分				疑 難 な し	罪 と な ら ず	そ の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	他 計	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し
	4	1	22	0	9	1	0	33	0	0	0	0	0	0	0	33	37	0	0	4	5	0	1	2	12	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	2	12	0	0	20	3	0

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「申受」及び「総計」、「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に括弧を付し、内数として計上する。





大阪第一検総第3号 平成26年1月10日  
 最高検庁所長 殿 大阪一検事務局長

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

大阪地裁管内

第2表 平成 25 年

集計

検察審査会

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員														既 済 人 員														未 済 人 員																	
	新 受														起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	不起訴相当			審査打ち切り			申立却下				移 合	審査期間 (受理の日から)					審査期間 (受理の日から)		合 計											
	申 立 て					職 権				移 送	合 計	起 訴 予 分	嫌 疑 不 十分	嫌 疑 な し			罪 と な ら ず 他 計	申 立 て の 取 下 げ 他 計	申 立 て の 不 存 在	申 立 極 な し	再 度 の 申 立 て 他 計	そ の 他 計	小 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内		一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 を 超 え る も の															
	告 人	告 人	請 求 者	被 害 者	遺 族	申 立 極 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書						申 立 極 な き 者 の 申 立 て	端 緒											小 計					起 訴 予 分	嫌 疑 不 十分	嫌 疑 な し	罪 と な ら ず 他 計	申 立 て の 取 下 げ 他 計	申 立 て の 不 存 在	申 立 極 な し	再 度 の 申 立 て 他 計	そ の 他 計	小 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の
		37	69	6	0	39	5	7	126	0	0	0	0	0	0	0	0	0	126	163	0	8	15	68	1	9	0	93	2	3	5	6	0	2	9	17	0	123	6	56	49	12	0	40	0	0

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」、「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に括弧を付し、内致として計上する。